

令和5年2月定例会

(2023年)

# 市議会議案参考資料

## (追加議案)

議案第43号 吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 令和4年度吹田市一般会計補正予算(第16号)

議案第45号 令和5年度吹田市一般会計補正予算(第1号)

吹 田 市



議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第43号	吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	5	5
議案第44号	令和4年度吹田市一般会計補正予算(第16号)	9	11
議案第45号	令和5年度吹田市一般会計補正予算(第1号)	13	-



第1条関係

吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例現行・改正案対照表

現	行	改正案
<p>(任務) 第2条 } 2</p>	<p>(任務) 第2条 } 2</p> <p>略</p>	<p>は改正箇所</p> <p>3 審査会は、前2項の規定によるもののほか、吹田市議会個人情報保護条例（令和5年吹田市条例第1号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(会議) 第5条 } 略</p> <p>(会議) 第5条 } 略</p> <p>(議長の諮問に係る調査審議における審査会の調査権限) 第6条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、第2条第3項の諮問（以下「議長の諮問」という。）に係る保有個人情報の提示を求めるときができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、議長の諮問に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 議長は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）又は議長（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面</p>

現 行	改 正 案
	<p>(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。</p> <p>(議長の諮問に係る調査審議における意見の陳述)</p> <p>第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。</p> <p>3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに口頭することができる。</p> <p>4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、議長に対して、質問を発することができる。</p> <p>(議長の諮問に係る調査審議における意見書等の提出)</p> <p>第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(議長の諮問に係る調査審議における委員による調査手続)</p> <p>第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。</p> <p>(1) 第6条第1項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧(当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。)をすること。</p> <p>(2) 第6条第4項に規定する必要な調査をすること。</p>

現 行	改 正 案
	<p>(3) <u>口頭意見陳述を聴くこと。</u></p> <p>(4) <u>その他議長の諮問に係る調査審議における提出意見書等の閲覧等)</u></p> <p><u>第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合においては、閲覧等に準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。</u></p> <p><u>2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>（議長の諮問に係る調査審議手続の非公開）</u></p> <p><u>第11条 審査会の行う議長の諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>（議長の諮問に係る調査審議手続の終結の通知）</u></p> <p><u>第12条 審査会は、議長の諮問に係る審査請求の調査審議の手続を終結したときは、速やかに、審査請求人等に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>（議長の諮問に対する答申書の写しの送付等）</u></p> <p><u>第13条 審査会は、議長の諮問に対する答申書を作成したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。</u></p> <p><u>（審査請求に対する議長の裁決）</u></p> <p><u>第14条 議長は、審査請求に係る諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>（議長の諮問に係る資料の写しの交付の費用負担）</u></p> <p><u>第15条 審査請求人又は参加人は、第10条第1項の規定による資料の写しの交付（同項に規定する規則で定める方法を含む。次条において同じ。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>

現	行	改 正 案
		<p>(議長の諮問に係る資料の写しの交付が行政不服審査法の適用を受ける場合における手数料の額)</p> <p><u>第16条</u> <u>第10条</u>第1項の規定による資料の写しの交付が行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類の写し等の交付に該当する場合における同条第4項に規定する手数料の額は、吹田市議会個人情報保護条例第28条第5項の規定による負担に係る費用の額とする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> -----略-----</p>

(委任)  
第6条

-----略-----

第2条関係

吹田市個人情報保護に関する法律施行条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第15条 -----略-----</p> <p>2 審議会は、本市の機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 法第66条第1項の安全管理措置の基準の策定に関すること。</p> <p>(2) この条例の改正に関すること。</p> <p>(3) 本市の機関における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。</p> <p>3 }          { }          8</p> <p>-----略-----</p>	<p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第15条 -----略-----</p> <p>2 審議会は、本市の機関及び議会の議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。</p> <p>(1) 法第66条第1項及び吹田市議会個人情報保護条例(令和5年吹田市条例第1号)第9条第1項の安全管理措置の基準の策定に関すること。</p> <p>(2) この条例及び吹田市議会個人情報保護条例の改正に関すること。</p> <p>(3) 本市の機関及び議会における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。</p> <p>3 }          { }          8</p> <p>-----略-----</p>



予防接種事業等における令和 5 年度（2023 年度）  
新型コロナウイルスワクチン接種の実施について

1 事業の内容

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和 5 年（2023 年）2 月 22 日付けで、現行の特例臨時接種を令和 5 年度末まで延長して実施することが国から示され、同年 3 月 7 日付けで、接種時期及び接種対象者などについても示されたため、本定例会において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算を提案するものです。

(1) 接種時期及び対象者等

ア 追加接種

接種時期	5 月～8 月（春開始接種）	9 月～12 月（秋開始接種）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65 歳以上）</li> <li>・基礎疾患を有する人とその他重症化リスクが高いと医師が認める人（5 歳から 64 歳）</li> <li>・医療機関や高齢者施設・障がい者施設等の従事者</li> </ul>	追加接種が可能な 5 歳以上の人（春夏に接種した人も含む）
対象見込み人数	約 104,000 人	約 299,000 人
接種見込み人数	約 78,000 人	約 142,000 人
使用するワクチン	オミクロン株対応ワクチン ※ノババックスも使用可能	令和 5 年度の早期に 国において決定
費用	無料（全額公費負担）	無料（全額公費負担）

イ その他の接種

従来型ワクチンによる初回接種（生後 6 か月以上）についても、令和 5 年（2023 年）4 月以降も引き続き、未接種者を対象に全額公費負担で実施します。

小児接種（5 歳から 11 歳）は、同年 3 月 8 日からオミクロン株対応ワクチンの接種が開始され、接種機会が短期間となることから、春開始接種（上記の表参照）の対象ではない人も、同年 9 月の秋開始接種の開始までに、オミクロン株対応ワクチンを 1 回接種できます。

ウ 公的関与規定（接種勧奨・努力義務）の適用対象

65 歳以上の高齢者、5 歳以上の基礎疾患を有する人その他重症化リスクが高いと医師が認める人、初回接種未完了者（生後6か月以上）となり、その他の人は適用除外となります。

(2) 追加接種の接種券

ア 令和5年春開始接種

対象者	接種券の発送
高齢者（65歳以上）	<p>前回接種から3か月経過した人に順次発送（申請不要）</p> <p>※3～5回目が未接種の方で接種券を持っている場合はそのまま使用可能。改めて発送はしない。</p>
<p>基礎疾患を有する人とその他重症化リスクが高いと医師が認める人（5歳から64歳）</p> <p>医療機関や高齢者施設・障がい者施設等の従事者</p>	<p>電子申込システムまたは郵送で申請をした人に順次発送（申請要）</p> <p>※3～5回目が未接種の方で接種券を持っている場合も、新たに申請が必要。</p>

イ 令和5年秋開始接種

対象者に順次発送（予定）

(3) 接種体制

かかりつけ医や地域の医療機関（約170か所）での接種

場所	箇所数	実施日	予約方法
地域の医療機関	約170か所	各医療機関の 診察日・時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療機関に申込み</li> <li>・コールセンターに電話</li> <li>・予約サイト</li> </ul>

2 令和4年度予算額

債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保業務	令和4年度～令和5年度	135,902千円

### 3 令和5年度予算額

(1) 歳出予算 1,439,398 千円

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

(大事業) 医療・薬事事業 (小事業) 保健所業務管理システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,376	健康情報管理システム改修業務委託料

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費

(大事業) 予防接種事業 (小事業) 予防接種事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	492	委員報酬
給料	18,221	会計年度任用職員給料
職員手当等	7,689	会計年度任用職員地域手当等
共済費	4,494	会計年度任用職員共済費
需用費	1,908	消耗品費等
役務費	17,146	接種券郵送料等
委託料	1,274,554	接種委託料、コールセンター等委託料
使用料及び賃借料	1,728	コピー機リース代等
負担金、補助及び交付金	107,958	個別接種促進協力金
扶助費	2,832	予防接種健康被害補償(申請受付分)

(2) 歳入予算 (特定財源) 1,439,398 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 衛生費国庫負担金

節名称	予算額(千円)	説明等
新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	765,065	新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	674,287	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	46	会計年度任用職員雇用保険料本人負担分

(3)

4 今後の予定

令和5年（2023年）3月	コールセンター委託業務等の履行期間延長に係る変更契約締結
4月～6月	入札公告・入札執行・契約締結 （コールセンター・ヘルプデスク運營業務）
4月下旬	対象者に接種券を順次発送
5月8日	令和5年春開始接種の開始
7月	受託事業者変更（コールセンター・ヘルプデスク運營業務）
8月下旬	対象者に接種券を順次発送
9月	令和5年秋開始接種の開始予定
令和6年（2024年）3月31日	事業実施終了予定